他 目 的 使 用 等 契 約 書

管理者入善土地改良区（以下「甲」という。）と他目的使用者（以下「乙」という。）は、甲が管理する土地改良財産（以下「財産」という。）を、甲の定款第4条の5規定に基づき、乙に使用させることについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条　　甲は、甲が管理する財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、

　　　　乙に使用させるものとする。

第2条　　甲が乙に使用させる財産は、次のものとし、別添図面のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　目 | 種類 | 所　　　在 | 構造及び規模 | 数量 | 使用に係る土地改良財産の範囲 | 備考 |
| 用悪水路農　　道そ の 他 |  | 1)富山県下新川郡入善町番地先 |  |  | 入善町番地先 |  |

第3条　　甲は、前条の財産を、次の用途又は目的及び方法により乙に使用させるものと

　　　　する。

|  |  |
| --- | --- |
| 用 途 又 は 目 的 | 使 用 の 方 法 |
|  |  |
|  |
|  |

第4条　　使用期間は、平成　　年　 月 日から上記第3条の使用が終了した日までと

　　　　する。

第5条　　使用料は　　年一括　 円とする。

第6条　　乙は、第3条第1項の使用の方法について変更しようとするときは、甲と協議

し、その指示を受けるものとする。

第7条　　乙は、当該使用により甲の管理する財産に損傷を与え、又は与えるおそれが

　　　　あるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

第8条　　乙は、第4条に規定する期間が満了したとき又は第3条第1項の用途又は

　　　　目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに当該使用に係る土地改良財産

　　　　を乙の負担により現状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第9条　　甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、

　　　　これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第10条　本契約において定められた事項について質疑が生じたとき又は本契約を変更する

　　　　必要が生じたときは、その都度甲、乙協議するものする。

　上記契約の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ

1通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　　管　　理　　者　　富山県下新川郡入善町上野777番地1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 入 善 土 地 改 良 区

　　　　　　 　理事長　上 田 英 俊　　　印

乙　　　他目的使用者住所

氏　 　名